

# IFRS の強制適用に関する国際比較研究

主査：中野 貴之（法政大学）  
委員：上野 雄史（静岡県立大学）  
岡本 紀明（立教大学）  
Garcia, Clemence（学習院大学）  
金 鐘勲（専修大学）  
潮崎 智美（九州大学）  
角ヶ谷典幸（名古屋大学）  
成岡 浩一（専修大学）  
西海 学（愛知学院大学）  
野口 倫央（愛知学院大学）  
樋口 尚文（公認会計士）  
平賀 正剛（愛知学院大学）  
苗 馨允（相山女学園大学）  
山田 辰己（中央大学）  
オブザーバー：閔 肅（早稲田大学大学院）  
研究協力者：首藤 洋志（文教大学）

## 要 旨

本研究グループは、2019 年度研究大会（2019 年 8 月 31 日、法政大学市ヶ谷キャンパス）において最終報告を行った。当初、IFRS の強制適用に踏み切った海外主要諸国における制度的対応および実態に関する国際比較研究のみの実施を構想していたが、2 年間の研究活動を通じて、当初の計画を上回る研究成果を得た。具体的な研究成果は、以下の三点である。

第一に、IFRS の強制適用に関する実証研究について網羅的なサーベイを行った（(1) 財務報告の質および比較可能性、(2) 資本市場への影響、(3) 受託責任および契約関係）。第二に、IFRS を強制適用する国々等を対象として、IFRS の強制適用前・後に生じた事実を主に定性的に明らかにした（IASB、ドイツ、フランス、英国、オーストラリア、カナダ、マレーシア、韓国）。第三に、IFRS を任意適用する日本企業を対象として実証分析を行い、日本における IFRS の任意適用に関する学術的証拠を提示した。

会計基準の選択は一国の経済を揺るがしかねない重要な問題であるだけに、直感によるのではなく、証拠ベースの議論が不可欠である。本研究の主眼は IFRS の適用のあり方を規範的に議論するのではなく、IFRS の適用を通じて観察される事実を、研究者の立場からできるかぎり中立的かつ網羅的に記述し、政策当事者の議論に資する証拠を提示しようとしたものである。

## I はじめに

日本社会において国際財務報告基準 (IFRS) のプレゼンスが、一段と高まっている。わが国では、毎年5月上旬に年次決算発表が集中的に行われるが、その際、IFRSに基づく決算情報を発表する企業が増えている。現在、上場企業の約200社はIFRSの適用に踏み切っており、その中にはわが国を代表する有名企業が多く含まれている。したがって、今やIFRSは会計の専門家のみならず、広く上場企業の決算に関心を寄せる人々にとってかなり身近な存在になりつつあるといえよう。

ただし、IFRSの適用をめぐる会計制度の観点からは検討すべき重要な課題が残されている。現在、上場企業は、日本基準、IFRS、米国基準および修正国際基準 (JMIS) という四つの会計基準の中から適用すべき基準を選択することができる。IFRSの適用が拡大しつつある中、日本の上場企業は、「自国基準としての日本基準を適用する企業群」と「グローバル基準としてのIFRSを適用する企業群」に二分される傾向が強まっている。こうした状況下、財務諸表利用者は、同一の証券市場に上場する日本企業を分析するために、日本基準およびIFRSが適用された財務諸表の双方を理解できなければならない。この点は、国内外の財務諸表利用者に対して一定のコストを強いるものである。

日本政府はIFRSの適用を拡大する方針をとってきているが、今後、わが国の会計制度上にIFRSをどのように位置づけていくのかについて明確な将来ビジョンが提示されない状態が続いている。IFRSの適用が拡大した後、全上場企業に対してIFRSを強制適用するか、それとも、現状のように自国基準とグローバル基準との併用には上記のコストを考慮してもなお

経済合理性を有するものなのかどうか。これら  
の点について、わが国の会計制度の構築の観点  
から慎重に議論を深めていく必要がある。

本研究グループの最終報告書は、以上の状況を問題意識に据えながらIFRSの適用をめぐる制度設計に資する「証拠」を提供することを意図して実施した研究の成果である。研究者の役割の一つは、実施された政策の有効性やコスト・ベネフィット等を検証し、政策当事者に対して科学的な基礎を提供する点にある。近年、証拠に基づく政策立案 (Evidence Based Policy Making : EBPM) が重視されているように、独立的な立場から学問的に裏打ちされた証拠を発信するという研究者の役割は、従来にも増して大きくなっていると考えられる。

会計基準の選択は一国の経済を揺るがしかねない重要な問題であるだけに、直感によるのではなく、証拠ベースの議論が不可欠である。本研究の主眼はIFRSの適用のあり方を規範的ないしは「べき論」で議論するのではなく、IFRSの適用を通じて観察される事実を、研究者の立場からできるかぎり中立的かつ網羅的に記述し、政策当事者の議論に資する証拠を提示しようとする点にある。

## II 本研究の目的と方法

日本企業によるIFRSの任意適用が拡大している。2014年に日本政府が「日本再興戦略」においてIFRSの任意適用拡大の方針を表明して以来、同任意適用企業は着実に増加し、現在、大規模企業を中心に約200社がIFRSの適用に踏み切り、同企業群の時価総額は日本市場の約1/3を占めるに至っている。

IFRSの任意適用の拡大は当面の政策であり、今後、IFRSの強制適用を視野に入れていくのか、あるいは、自国基準とグローバル基準

の適用を併用していくのか等について関連する証拠を踏まえながら政策当事者を中心に議論が深められていくことが期待される。

わが国におけるIFRSの適用をめぐる議論に資する学術的証拠を提示するために、本研究は、実際にIFRSの適用が行われた二つの局面を観察対象とし、そこで観察される事実ベースの証拠を提供する。

第一は、欧州連合（European Union：EU）等におけるIFRSの強制適用のケースである。EUでは2005年に同強制適用に踏み切り、すでに15年に及ぶ強制適用の経験が蓄積されている。この経験は、わが国におけるIFRSの適用の検討に対しても有益なインプリケーションをもつはずである。以上の強制適用国における経験に対して、本研究では二つの視角からアプローチし、事実を多角的に把握する。まず、EU等については、強制適用に先立つ任意適用の期間をも含めて、すでに多くの研究者が主にアーカイバル・データに基づく計量的な実証分析に着手し、学術的証拠を見出している。本研究では、最初にIFRSの強制適用国を対象とする実証研究を網羅的にサーベイし、すでに明らかにされている学術的証拠を把握する。

ただし、計量的な実証研究には大量のサンプルに基づく量的データにより一般化可能な事実を客観的に把握できるという長所があるが、当該研究方法は制度や実態を詳しく調べるには適していない。わが国におけるIFRSの検討に際しては強制適用に踏み切った各国において、実際に適用後どのような課題が顕在化し、どのような制度的な対応が図られたかなどを詳しく把握することも重要である。このため、IFRSの強制適用に踏み切った海外主要諸国を対象として、各国の会計およびディスクロージャー制度の特徴を踏まえつつ、IFRSの強制適用前・後を通じてどのような制度上の対応

が図られたか、また、どのような課題が顕在化したのかについて、以下の点を中心に質的に調査する。

### IFRS強制適用国等に対する主な調査項目

#### (1) IFRSの強制適用の背景と経緯

IFRSの強制適用に踏み切った背景と経緯は何か。

#### (2) 財務報告制度

##### (2-1) 強制適用前

財務諸表の主たる目的は何か（投資者保護・債権者保護の重要度、主たる資金調達システム）、どのような財務報告制度（会計、開示および監査制度）をとっているか。

##### (2-2) 強制適用時における制度変更

本国基準（Local-GAAP）とIFRSにはどの程度差異があったか（どの程度、会計処理の変更を伴ったか）。また、IFRS（＝会計基準）が導入されただけか、それとも財務報告制度の変更を伴ったか否か。

#### (3) IFRSの強制適用後の制度変更および実態

IFRSの強制適用後、何らかの制度変更を行ったか、企業実務等実態面において効果や課題は観察されるか。

第二の観察対象は、日本におけるIFRSの任意適用である。本研究がわが国におけるIFRSの適用に関する議論に資する証拠の提示を目的とする以上、海外主要諸国における状況を把握するだけでは不十分であり、わが国特有の文脈を十分に踏まえつつ、わが国におけるIFRSの適用を通じて、いかなる事実が顕在化したかを把握することは欠かせないと考える。

わが国においては、IFRSをめぐる制度お

よび実務上の議論はかなり行われてきたが、学術ベースの証拠は圧倒的に不足していると認識している。したがって、本研究は IFRS の任意適用企業を対象として重要な論点について実証分析を行うことにより、わが国における IFRS の任意適用にかかる学術的な証拠の提示をも試みるものである。

### Ⅲ 最終報告書

最終報告書の構成は、以下のとおりである。

はしがき

#### 第 1 章 研究の目的と構成

##### 第 1 部 IFRS の適用に関する学術研究のサーベイ

- 第 2 章 財務報告の質および比較可能性
- 第 3 章 資本市場への効果
- 第 4 章 受託責任、債務契約

##### 第 2 部 IFRS 適用下のエンフォースメント

- 第 5 章 国際会計基準審議会 (IASB)
- 第 6 章 欧州連合 (EU)
- 第 7 章 ドイツ
- 第 8 章 フランス
- 第 9 章 英国
- 第 10 章 オーストラリア
- 第 11 章 カナダ
- 第 12 章 マレーシア
- 第 13 章 韓国

##### 第 3 部 日本における IFRS の任意適用に関する証拠

- 第 14 章 日本における IFRS の任意適用が会計数値に与える影響— 初度適用の調

整表に基づく調査—

#### 第 15 章 IFRS の任意適用が財務報告の質に及ぼす影響

「第 1 部 IFRS の適用に関する学術研究のサーベイ」は、EU 諸国をはじめ海外における IFRS の適用の効果等を検証した実証研究、とくにアーカイバル・データに基づく実証分析について網羅的なサーベイを行っている。取り扱われている主題は、①IFRS の任意・強制適用により財務報告の質や比較可能性は向上したのか、②同適用により資本コストの低減や流動性の向上等、資本市場において一定の効果が発現しているのか、さらには③IFRS の適用は受託責任および債務契約等に対して、どのような効果を及ぼしているのか、という三点である。自国基準からグローバル基準としての IFRS に変更する主たる理由は、IFRS の適用は財務報告の質と比較可能性を高めるためと指摘される。このため、IFRS の適用は財務報告の質や比較可能性を本当に高めるのか、さらにそれらを前提として資本コストの低減や流動性の向上等が IFRS への移行に伴い観察されるかという点に多くの研究者が注目してきた。以上は、会計の情報提供機能ないしは意思決定支援機能に焦点を当てたものであるが、受託責任および債務契約等への効果を検証した研究群についても研究の数は少ないが、一定程度実施されているので、これらの研究についてもサーベイを行った。

「第 2 部 IFRS の強制適用下のエンフォースメント」では、2005 年以降に IFRS の強制適用に踏み切った、海外主要諸国および関連する規制機関において、IFRS の強制適用前・後を通じてどのような制度上の対応が図られたか、また、どのような課題が顕在化したのかについて主に定性的に調査を行っている。規制機

関として IASB、および、EU を取り上げるとともに、IFRS の強制適用に踏み切った海外主要諸国として、ドイツ、フランス（以上、EU 諸国におけるケース）、英国、オーストラリア、カナダ（以上、英語圏諸国におけるケース）、マレーシア（新興経済国における IFRS 強制適用のケース）、および、韓国（アジアにおける IFRS 強制適用のケース）を対象として、前節に示した事項を調査した。

最後に、「第 3 部 日本における IFRS の任意適用」では、二つの研究を行っている。まず、IFRS の初度適用に伴い、どのような要因により会計数値がどのように変化しているのかについて詳しく調査している。日本基準と IFRS の認識・測定レベルの差異については、規定の相違点について検討されてきているが、厳密な

証拠ベースの議論は十分に行われてきたとはいえない。本研究では IFRS への変更は会計数値に具体的にどの程度のインパクトをもっているのかについて学術的証拠を提供する。

第二に、IFRS の任意適用に伴い財務報告の質にどのような効果が発現するかを調査している。海外主要諸国においては IFRS の適用に伴い、財務報告制度やそれらのエンフォースメントが有意に向上しているケースが少なくないが、わが国の財務報告制度やエンフォースメントは現状においても決して低い水準にあるとはいえないという特徴がある。こうした日本特有の文脈の下で、IFRS の任意適用により財務報告の質に対して何らかの効果が生じるのか否かについての証拠を提示した。